

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課（健康増進課、子育て支援課）
根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）
<p>【改正の概要】 別表に規定する事務に係る法令の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>1 原爆症の認定及び健康診断受診者証の交付を受けようとする在外者の申請が可能となったことに伴う規定整備 除外事務の追加（在外者の認定書等交付事務） 認定書等交付事務については、申請者の住所地を所管する保健所設置市(松山市)が処理することとしているが、今回の法改正により規定された在外者(海外居住者)に対する交付事務については、県が事務処理するため、保健所設置市が処理する事務から除外する。 条項ずれ（原爆症の認定を国から受けた被爆者への当該認定書の交付事務）</p> <p>2 児童福祉法施行規則の一部改正に伴う規定整備 条ずれ（養育里親希望者による養育里親認定登録申請書の経由事務等）</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	